

平成30年2月市議会 教育厚生委員会資料

第33号議案 関連追加資料

今後予定されている条例改正について

(長崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例)

福 祉 部

平成30年2月

## 第33号議案 関連追加資料

### 今後予定されている条例改正について

第33号議案で改正する条例に関係のある厚生労働省令が3月中旬に改正される予定であることから、その公布後に条例の改正が必要となる。

#### 1 改正が必要となる条例

長崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(施行予定日:平成30年4月1日)

#### 2 改正内容

(1) 指定地域密着型サービス事業者指定の申請者の要件については、厚生労働省令で定める基準に従い条例で定めることとされているが、その省令の内容が次のとおり改正される予定のため、関係条文の整理をする必要がある。

(申請者の要件)

【現行】 法人であることとする。

【改正案】 法人又は病床を有する診療所を開設している者(看護小規模多機能型居宅介護に係る指定の申請に限る。)であることとする。

(2) 指定地域密着型サービスに従事する従業者の基準については、厚生労働省令で定める基準に従い条例で定めることとされているが、その省令の内容が次のとおり改正される予定のため、関係条文の整理をする必要がある。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び指定夜間対応型訪問介護における訪問介護員等の資格)

【現行】 訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者。)

【改正案】 訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者(介護保険法施行規則に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。))

#### 3 改正予定の厚生労働省令(施行予定日 平成30年4月1日)

(1) 介護保険法施行規則(平成30年3月中旬改正予定)

(2) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成30年3月中旬改正予定)